



兵 労 発 基 0721 第 1 号
平 成 29 年 7 月 21 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 清水 信一 殿

兵 庫 労 働 局 長
小 林 健

兵庫県塗料製造業最低賃金外 6 件の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、平成 29 年 6 月 26 日、同月 29 日、同月 30 日及び 7 月 18 日付けをもって下記 1 から 7 の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 6 号）の改正決定
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 7 号）の改正決定
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 10 号）の改正決定
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定